

生駒市規則第 7 号

生駒市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(生駒市情報公開条例施行規則の一部改正)

第 1 条 生駒市情報公開条例施行規則（平成 21 年 3 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第 3 号中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」に改める。

様式第 12 号及び様式第 13 号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第 2 条 市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成 11 年 12 月生駒市規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第 12 号中「（教示） この決定について不服があるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に対し、異議申立てをすることができます。」を「（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定による教示）」に改める。

様式第 13 号、様式第 15 号、様式第 17 号及び様式第 19 号中「（教示）

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して

60日以内に、市長に対し、異議申立てをすることができます。」を「（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示）」に改める。

（職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正）

第3条 職務に専念する義務の特例に関する規則（平成7年3月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（給料等の支給に関する規則の一部改正）

第4条 給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第11条の6の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

（生駒市生活保護法施行細則の一部改正）

第5条 生駒市生活保護法施行細則（平成13年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（審査請求）」に改める。

様式第21号中「生年月日 年 月 日」を削り、「1 審査請求に係る処分」を「1 審査請求に係る処分の内容」に、「知った日」を「知った年月日」に改める。

（児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部改正）

第6条 児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則（昭和62年4月生駒市規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に対して異議申立てができます。」を「（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定による教示）」に改める。

（生駒市養育医療の給付に関する規則の一部改正）

第 7 条 生駒市養育医療の給付に関する規則（平成 25 年 3 月生駒市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」に改める。

（老人福祉法に基づく養護老人ホーム入所措置費用の徴収に関する規則の一部改正）

第 8 条 老人福祉法に基づく養護老人ホーム入所措置費用の徴収に関する規則（昭和 51 年 7 月生駒市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に対して審査請求ができます。」を「（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定による教示）」に改める。

（生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正）

第 9 条 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 5 年 12 月生駒市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」に改める。

（生駒市まちをきれいにする条例施行規則の一部改正）

第 10 条 生駒市まちをきれいにする条例施行規則（平成 22 年 12 月生駒市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

様式第４号中「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）」を「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）」に改める。

様式第９号中「（行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）及び行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定による教示）」を「（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示）」に改める。

（土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務施行細則の一部改正）

第１１条 土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務施行細則（昭和４９年４月生駒市規則第１４号）の一部を次のように改正する。

様式第３号中「付記 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に奈良県知事に審査請求することができます。」を「（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）及び行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定による教示）」に改める。

（短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部改正）

第１２条 短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則（平成５年３月生駒市規則第６号）の一部を次のように改正する。

様式第３号中「付記 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。」を「（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）及び行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定による教示）」に改める。

（生駒市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第 13 条 生駒市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則

(平成 3 年 4 月生駒市規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

様式第 4 号中「(注) この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に異議申立てをすることができます。」を「(行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)及び行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定による教示)」に改める。

(生駒市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 14 条 生駒市空き家等の適正管理に関する条例施行規則(平成 25 年 6 月生駒市規則第 35 号)の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)」を「行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)」に改める。

様式第 8 号及び様式第 9 号中「(行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)及び行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定による教示)」を「(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)」に改める。

(生駒市火災予防規則の一部改正)

第 15 条 生駒市火災予防規則(平成 2 年 5 月生駒市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号の 2 中「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)」を「行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。